

もじゃこ漁業の許可等の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	船舶の総ト ン数	漁業を営む 者の資格
もじゃこ中 型まき網漁 業	宿毛市大藤島頂上から同市沖の島町鶴来島西北端と愛媛県南宇和郡愛南町鼻面崎との中央点を見通した線以東の高知県と徳島県との海岸線における県界と高知・徳島界二子島とを結ぶ直線及び高知・徳島界二子島から真方位 129 度 20 分の線に至る海域（漁業権の漁場区域を除く。）。ただし、漁業権の漁場区域にあつては、漁業権者の同意のある場合は、当該同意の範囲内とする。	2 月 1 日 から 6 月 30 日まで	定めなし	10 トン未満 の範囲にお いて許可証 に記載され ている船舶 の総トン数	県内に住所 を有する者
もじゃこ機 船船びき網 漁業	宿毛市大藤島頂上から同市沖の島町鶴来島西北端と愛媛県南宇和郡愛南町鼻面崎との中央点を見通した線以東の高知県と徳島県との海岸線における県界と高知・徳島界二子島とを結ぶ直線及び高知・徳島界二子島から真方位 129 度 20 分の線に至る海域（漁業権の漁場区域を除く。）。ただし、漁業権の漁場区域にあつては、漁業権者の同意のある場合は、当該同意の範囲内とする。	2 月 1 日 から 6 月 30 日まで	定めなし	10 トン未満 の範囲にお いて許可証 に記載され ている船舶 の総トン数	県内に住所 を有する者
もじゃこ小 型まき網漁 業	宿毛市大藤島頂上から同市沖の島町鶴来島西北端と愛媛県南宇和郡愛南町鼻面崎との中央点を見通した線以東の高知県と徳島県との海岸線における県界と高知・徳島界二子島とを結ぶ直線及び高知・徳島界二子島から真方位 129 度 20 分の線に至る海域（漁業権の漁場区域を除く。）。ただし、漁業権の漁場区域にあつては、漁業権者の同意のある場合は、当該同意の範囲内とする。	2 月 1 日 から 6 月 30 日まで	定めなし	10 トン未満 の範囲にお いて許可証 に記載され ている船舶 の総トン数	県内に住所 を有する者